

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		売買取引の制限
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 5 0 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	1 談合その他不正な行為があると認めるとき。 2 不当な値段が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。 3 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 4 買受代金の支払いを怠ったとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定      平成   年   月   日 最終改正
備 考		